

この書面をよくお読みください。

2015年7月13日版

契約締結時の書面（投資助言）兼 投資顧問契約書  
（セントラルミラートレーダー口座）

（この書面は、金融商品取引法第37条の4第1項に基づき、契約締結時にお客さまに交付しなければならない「契約締結時の書面（投資助言）」と「投資顧問契約書」を兼用しています。）

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、次のことが法律で禁止されています\*。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為）を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託されること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

※当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第2項各号の規定により、上記1.乃至3.の禁止の適用を受けません。

◆お客さまの債権の優先弁済権

投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が差入れている金融商品取引業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有します。

クーリング・オフ条項

(10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と投資顧問契約を締結したお客さまは、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。また、当該契約の解除日は、お客さまがその書面を発信した日となります。

※店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

なお、契約解除がなされた場合でも、解除日までに行った助言に応じて算定した報酬額を当社は受領します。報酬の前払いがあるときは、前記のとおり算定した報酬額を差し引いた残額をお返しします。また、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

契約解除の際、お客さまの未決済建玉が存在する場合は、お客さまに確認の上、口座内の全建玉を決済します。確認ができない場合には当社の基準で口座内の全建玉を決済し、お客さまの資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えます。いずれの場合でも決済の結果発生した損益はすべてお客さまに帰属します。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

お客さまは、クーリング・オフ期間経過後、「投資顧問契約書」第8条1項に基づき、当社の指定する様式および方法で契約を解除できます。

※(1)、(2)いずれの場合においても、投資顧問契約が解約された場合、店頭外国為替証拠金取引にかかる口座も解約となるため、口座内の資金をFXダイレクトプラス口座に振り替えた後、すべて

の店頭外国為替証拠金取引口座の解約手続きを行います。

----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク、および外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスク等があります。したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

その他のリスクについては、当社ウェブサイト等に記載の「外国為替取引のリスク」をご確認ください。

1. 分析者、助言者

この契約に基づく投資助言サービスを提供する担当者は、次のとおりとします。

◇分析などの業務を行う者

河底 大介、牧野 伸康

◇助言の業務を行う者

河底 大介、牧野 伸康

2. 当社への連絡方法

代表電話	TEL. 03-5419-3300 (平日 午前 09 : 00 ~ 午後 05 : 00)	
カスタマーデスク		
TEL. 0120-30-8806	E-mail: support@central-tanshifx.com	
お問い合わせフォーム : <a href="http://www.central-tanshifx.com/support/about/">http://www.central-tanshifx.com/support/about/</a>		
■ 口座開設済のお客さま		
○取引等に関するお問合せの方 平日 午前 07 : 00 ~ 午後 11 : 00 ※暗証番号が必要となります。	○ユーザーID・パスワードをお忘れの方 平日 午前 07 : 00 ~ 午後 11 : 00	
■ 口座開設をご検討中のお客さま	平日 午前 08 : 00 ~ 午後 07 : 00	
苦情受付窓口 お客さま相談窓口		
TEL. 0120-92-2788 (平日 午前 09:00~午後 05:00)	E-mail: compliance@central-tanshifx.com	

3. 指定紛争解決機関の連絡先

苦情処理・紛争解決における指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ( F I N M A C )	
電話番号	0 1 2 0 - 6 4 - 5 0 0 5 (フリーダイヤル)
U R L	<a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a>
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 - 1 - 13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1 - 5 - 5 大阪平和ビル

金融商品取引業等に関する内閣府令第106条に規定された記載事項のうち、上記以外のものは投資顧問契約書に記載しております。同契約書の内容を十分に確認の上、ご自身の責任において行ってください。

## 投資顧問契約書

お客さまとセントラル短資FX株式会社（以下、「当社」という。）とは、当社からお客さまへ当社の推奨する金融商品に関する投資判断を継続的に行う投資助言サービスの供与を受けることに関し、投資顧問契約書（以下、「本契約」という。）を締結するものとします。

（投資顧問契約の締結）

### 第1条

- 1 お客さまは、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客さまのため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾するものとします。
- 2 お客さまは、前項の投資助言サービスの提供を受けるにあたり、事前に当社が別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款」および「セントラルミラートレーダー取引規定」、並びにその他諸規程（以下、「約款等」という。）を承諾するものとします。

（投資助言の内容および方法ならびに報酬）

### 第2条

- 1 当社は、店頭外国為替証拠金取引において、自動売買取引（お客さまが取引方法をプログラム化したストラテジをその裁量で選択し、当該選択したストラテジに従って自動で行う売買取引）を行うにあたり、売買シグナル（ストラテジ）をお客さまに提供することで有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものとします。
- 2 セントラルミラートレーダー口座におけるお客さまの取引は、すべて本契約に基づく投資助言を受けたものとします。
- 3 投資助言に係る報酬は、「別紙」のとおりとします。

（投資判断）

### 第3条

お客さまは、前条に定める投資判断の助言に基づき、当社の助言を参考にし、投資判断を行うものとします。

（秘密の保持）

### 第4条

- 1 当社は、本契約に関連して知り得たお客さまの財産状況その他の事情については、

秘密を厳守するものとします。

- 2 お客さまは、当社の承諾なくして次の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 投資助言サービスの内容を第三者に漏らす行為。
  - (2) 当社の投資助言サービスを第三者と共同して利用する行為。

(投資顧問報酬の支払時期)

#### 第5条

本契約によりお客さまが当社に支払う投資顧問報酬の支払時期は、当社が提供する店頭外国為替証拠金取引「セントラルミラートレーダー」において、その契約締結時毎に徴収するものとします。

(運用の責任等)

#### 第6条

- 1 投資資産の運用は、お客さまの意思に基づき、お客さまによって行われるものであり、当社の助言はお客さまを拘束するものではないものとします。
- 2 当社は、お客さまの投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客さまに対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(届出事項の変更)

#### 第7条

お客さまは、その届け出たお客さまの氏名・名称、住所、連絡先、その他の事項に変更があった場合は、当社に対し直ちに当社が別途指定する方法に従ってその旨を届出するものとします。

(契約期間および解約ならびに返金等)

#### 第8条

- 1 お客さまは、当社が別途指定する様式および方法に従う場合に限り、本契約をいつでも解約できるものとします。ただし、本契約が解約された場合、当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引に係る口座も解約されるものとします。
- 2 当社は、以下の各号に定める項目のいずれかに該当する事由が生じた場合、本契約を解約することができるものとします。
  - (1) お客さまが、本契約、約款等の条項又は記載内容のいずれかに違反した場合。
  - (2) お客さまが、約款等の解約条項に該当した場合。
  - (3) お客さまが法令に違反した場合。
  - (4) お客さまが当社に提供した情報に虚偽があった場合。
  - (5) お客さまが当社の業務の運営または維持を妨げていると当社が判断した場合。

- (6) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合。
  - (7) お客さまが破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きを申立て又は申し立てられた場合。
  - (8) 当社が業務上、その他の理由により投資助言サービスに係る業務を終了した場合。
  - (9) その他の事情により、本契約を解約することがやむを得ないと当社が判断した場合。
- 3 本契約が解約、解除その他事由の如何を問わず終了した場合、当社はその責任を負わないものとします。
- 4 本契約が解約、解除その他事由の如何を問わず終了した場合、当社はお客さまから受領した書面、データ等を返還する義務を負わないものとします。
- 5 本契約が解約、解除その他事由の如何を問わず終了した場合でも、当社は既にお客さまから受領した報酬を返還する義務を負わないものとします。

(法令の遵守)

第9条

お客さま及び当社は、本契約に定める義務の履行に際しては、本契約に定める事項のほか、金融商品取引法および関係法令を遵守するものとします。

(免責事項)

第10条

当社は、「店頭外国為替証拠金取引約款 第26条」に規定する免責事項のほか、次に掲げる事項により生じるお客さま又は第三者の損害又は損失などについて、その一切の責任を負わないものとします。なお、本条は例示的記載であり、免責対象となる損害又は損失はこれらに限りません。

- (1) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵又は障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害又は損失。
- (2) お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害又は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。
- (3) 投資助言サービスの誤謬、逸脱、停滞、省略、中断、終了等による損害又は損失。
- (4) 投資助言サービスを利用又は参考にして執行した、いかなる種類の商品の取引に関する損害又は損失。
- (5) 当社のシステムメンテナンス等により、お客さまが本商品を利用できなかった

たことにより生じる損害又は損失。

- (6) 当社の推奨環境ではない状態で、本商品を使用したことによる損害又は損失。
- (7) 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートとかい離していた等の事由に起因し、お客さまの注文を執行・約定せず、又は約定した取引を取消したことにより生じた損害又は損失。
- (8) 当社が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測、並びにパフォーマンス（過去のストラテジにかかる損益及び外国為替相場に起因する実績を含む。）等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社及びシステム等提供会社から提供される情報若しくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害又は損失。
- (9) お客さまが投資助言サービスを利用したことによる通常損害、特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他一切の損害又は損失（逸失利益、機密情報、データ若しくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、又はその他の金銭的損失を含むが、これらに限定されない。）。
- (10) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害又は損失。

（投資助言の記録）

#### 第11条

投資助言サービスに係る記録は、当社が指定する方法によりお客さまに交付するものとします。また、当社はその裁量により記載項目あるいは様式の変更を適宜行えるものとします。

（録音等）

#### 第12条

お客さまは、お客さまと当社間の電話による連絡について、当社が会話を録音することを同意し、お客さまと当社との間で紛争が生じた場合には、当社が当該録音記録を証拠として使用することに同意するものとします。

（分離可能性）

#### 第13条

本契約のいずれかの条項が無効または違法となった場合にも、その無効または違法は本契約の他の条項に影響せず、本契約の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。



(適用法令と禁止事項)

第14条

- 1 本契約は、日本国の法令に準拠するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項または本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客さまおよび当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
- 3 本契約に関する一切の紛争は、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。
- 4 お客さまは、本契約に基づく権利または地位を第三者に譲渡、質入れその他担保権の設定をすることはできないものとします。

(本契約の変更)

第15条

当社は、当社の別途指定する方法によりお客さまに通知することにより、お客さまの同意を得ることなく本契約を変更することができるものとします。

施行日：2013年9月30日

改定日：2014年1月27日

改定日：2014年11月3日

改定日：2015年2月2日

改定日：2015年7月13日

## 「別紙」

当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「FXダイレクトプラス」の売買レートに対し、表の数値を加減算して「セントラルミラートレーダー」の売買レートとして提示します。すなわち、投資助言に係る報酬は、売買別の「pips」を取引金額に乗じた金額となります。

2013年11月11日

通貨ペア	売	買	単位
USD/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/USD	0.80	0.70	pips
GBP/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/USD	1.10	1.10	pips
CAD/JPY	0.80	0.70	pips
USD/CAD	1.10	1.10	pips
AUD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/USD	1.40	1.30	pips
USD/CHF	1.20	1.20	pips
NZD/USD	1.40	1.30	pips
EUR/GBP	1.50	1.50	pips
NZD/JPY	0.80	0.70	pips
CHF/JPY	0.80	0.70	pips
EUR/CHF	2.60	2.60	pips
ZAR/JPY	1.00	1.00	pips
HKD/JPY	0.80	0.70	pips
GBP/CHF	2.10	2.10	pips
SGD/JPY	0.80	0.70	pips
AUD/CHF	1.50	1.50	pips
AUD/NZD	1.30	1.20	pips
NZD/CHF	1.50	1.50	pips
EUR/AUD	2.40	2.30	pips
GBP/AUD	3.00	3.00	pips

以上